平成28年第2回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日平成28年6月7日本日の会議平成28年6月10日招集場所長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 議員 都 5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 余子 恵 議員 8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員 11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員 河野 龍二 14番 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 悟 議員 17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長中山庄治君 議 事 課 長 富永正彦君課 長 補 佐 細田浩子君

説明のため出席した者

町 吉田 愼一 君 長 黒田 教 育 長 義和 君 企画財政部長 久保平敏弘 君 住民福祉部長 久松 勝 君 健 康保険部 長 谷本 圭介 君 会 計 管 理 者 谷本 君 清 水 道 局 理 事 吉田 邦彦 君 秘 書広報 課 長 青田 浩二 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君 政策企画課長 荒木 隆 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君 土木管理課長 日名子達也 君 祉 課 森川 寛子 君 福 長 栗山 浩二 住民環境課長 君 保険課長 辻田 正行 君 教育総務課長 宮司 裕子 君 農業委員会事務局長 森 省二 君

町 長 鈴木 典秀 君 副 総 務 部 長 荒木 重臣 君 設產業部長 君 建 緒方 哲 君 教 育 帯田 由寿 次 長 道 長 木島 英利 君 水 局 建設產業部理事 松邨 清茂 君 教育委員会理事 近藤 徳雄 君 総 務 課 長 山本 昭彦 君 地域安全課長 功 君 山口 財 政 課 長 田中 一之 君 収納推進課長 伸之 宮崎 君 産業振興課長 中嶋 敏純 君 こども政策課長 村田ゆかり 君 健 康保険課長 志田 純子 君 下 水 道 課 長 濱 伸二 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君

会議録署名議員

12番 山口 憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時10分

平成28年第2回長与町議会定例会 議事日程(第4号)

平成28年 6月10日 (金) 午 前 9時30分 開 議

		, ,,,	H4X
日程	議案番号	件名	備考
1	3 0	長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	_
2	3 1	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについて	_
3	3 2	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承 認を求めることについて	_
4	3 3	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部 を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	_
5	3 4	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専 決処分の承認を求めることについて	_
6	3 5	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※産厚
7	3 6	都市計画道路西高田線街路築造工事請負契約の締結について	_
8	3 7	和解及び損害賠償の額を定めることについて	_
9	3 8	平成28年度長与町一般会計補正予算(第1号)	※総文
10	3 9	平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	※産厚
1 1	4 0	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	※産厚
12	4 1	平成28年度長与町一般会計補正予算(第2号)	※総文

〇議長(内村博法議員)

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

日程第1、議案第30号、長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を 求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野議員。

〇14番(河野龍二議員)

それでは少し質疑をさせていただきます。今回、提案された議案ですけども、ちょっ と非常に議案書だけを見る分については分かりづらいので、私が、大本になる法律の改 正の中で、少し、若干触れさせていただきたいと思いますが、1つは市町村の法人税の 引き下げの件ですね、税率の引き下げ、1ページの100分の9.7を100分の6.0 に改めるということで、これに対する町の影響額がどれくらいなのか、それとこの引き 下げ分については、地方法人税率を引き上げるということで、地方交付税の原資にして いくというふうな法律の中身であったと思います。ただ、私は前回、昨年でしたか、町 税のこの改正の部分でも批判しましたとおり、なかなか地方交付税というのは、町が算 定するなんと言いますか、町に本当に必要な額が国の方から交付されてないという状況 の中で、果たして、これが本当にきちんと交付されるものなのかですね。そこは非常に 心配でありますので、その辺についてのお考えが一つあればお伺いしたいと思うのと、 もう一つは、地方交付税はトップランナー方式という形でそれぞれの自治体が行財政改 革の中で進められる中で、進んだところには交付税を、極端に言えば積み増ししてやる よと、こういう形でそれぞれの自治体の行政改革を競わせるという形では、そういう部 分でも今回のこの税改正が非常に影響を受けるのではないかと思いますけども、その辺 についてのお考えもお示ししていただきたいというふうに思います。

質問が3回に限られますので、併せて違う質問をさせていただきます。引き続き、自動車取得税の廃止と環境性能割の創設の部分ですけども、そもそもこの自動車取得税の廃止がされる部分については、消費税の増税、10%の増税と合わせて廃止されるという形だったと思うんです。ただ、ご存じのとおり増税が先送りされたということで、この部分についての影響というのがどのようになるのかですね。それと併せて今回、軽自動車税の条文を見ますと軽自動車税というふうな条文が軽自動車税を種別割に改めるということで、そうすると軽自動車税という税目はもうなくなってしまうのかですね。それと種別割の中身ですね、これが現状と変わらない軽自動車税の品目になっていくのか、あわせてこの軽自動車税のところではグリーン化特例税ですかね、ちょっとこの言葉が正しいかどうか分かりませんけども、先ほどの軽自動車税の部分ですけども、自動車取得税がなくなった分、軽自動車税の性能割については都道府県が賦課徴収を行うというふうな形で聞いております。そうすると、町がこれまでのように軽自動車税の収入とい

うのがなくなってしまうのかですね。その辺についてもお伺いしたいと思います。あと、 環境性能割の税率の特例ですね。この部分を少し説明していただきたい。

最後に固定資産税のところでちょっとお伺いしたいと思うんですが、議案の出された 条文の中ではちょっと見受けられなかったんですけども、法律の改正の中で、農地法に 基づく固定資産税の遊休農地に係る課税の強化という部分を見受けしたんですけども、 これについては、今回のこの税条例の関係ではないのか、あるのか。あるのならば、ど のページのどの部分に該当するのかですね。ちょっとたくさん質問しましたけども、よ ろしくお願いいたします。

〇議長(内村博法議員)

荒木税務課長。

〇税務課長(荒木秀一君)

それではお答えをいたします。まず、法人税率の引き下げに伴いということでございますが、影響額がおよそ1,500万円の減収が見込まれております。それに伴いまして、地方法人税の税率の引き上げが行われて交付税の原資になるということで、議員おっしゃるとおりのものでございますが、この分につきましては、現在どういう形で町の方に返ってくるかは見込めていない状況でございます。

次の自動車取得税廃止に伴う消費税増税による影響でございますが、この専決をいたした時には、まだ、消費税増税の延期は決まっておりませんでした。この度、消費税の増税の10%引き上げの延期が決まりましたので、今後、この部分につきましては、国におきまして改正の見直し等を踏まえて検討がなされていくものとなっております。

次の軽自動車税を種別割に改めるということの改正でございますが、軽自動車税というそのものがなくなるわけではございませんで、今回、環境性能割と言う新たな税率を採用したことに伴いまして、今まで軽自動車税として課税をしていたものを種別割に単に改めるものでございます。税率等に変更があるものではございません。環境性能割につきましては都道府県が賦課徴収を行うというようなことで、今回の改正に上げさせていただいております。これにつきましては、軽自動車税の種別割に及ぶものではなくて、環境性能割の部分につきまして都道府県が賦課徴収を行いまして、その徴収金額の5%を徴収取扱費として、こちらの町から県の方へ納入するという形のものでございます。

固定資産税の遊休農地に係る部分についての改正ですね。これは今回の条例改正で上程した専決では上げておりませんのでご了解いただきたいと思います。今回の固定資産税の税率の特例につきましてはわが町特例ですね、こちらの方の規定をするものでございまして、7項目にわたって、今回、都市計画税までを含めて改正をお願いしているわけなんですけども、このうち5項目につきましては、従来の税率と全く同じものを採用しておりまして、残り2項目の地熱発電設備、それからバイオマス発電設備というものに対する償却資産に対する税率を異なる税率として採用しておりますが、現在のところ長与町におきましては、その施設についてはないということでございます。以上でござ

います。

〇議長(内村博法議員)

田中財政課長。

〇財政課長 (田中一之君)

今回の税条例等の一部改正における交付税等にかかる影響でございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたようにトップランナー方式ですね、歳出効果で経費削減を実現している自治体や実行的な徴収対策で効果を上げている自治体は、標準として交付税を算定する方式でございます。こちらの方式を導入されることで、基準財政需要額は低く見積もられ、基準財政収入額は高く見積もられることになります。結果として、地方交付税を削減をされるというような結果になりますが、今回の一部条例においても、改正においても、減収分等がある場合には、その分の75%については基準財政収入額に取り込まれます。しかしながら、残りの25%分については減収と、地方交付税の減額という方向になっていくものと思われます。以上でございます。

〇議長(内村博法議員)

河野議員。

〇14番(河野龍二議員)

そしたら、もう一度確認の意味で質問をさせていただきますけども、特に軽自動車税のところですが、大変申しわけない。調査不足でですね。軽自動車税が種別割に変わるということで、その税率は賦課をして、市町村が賦課をして徴収は町がやるということですね。プラス軽自動車税の環境性能割というのが出てきて、それが環境性能割というのが、車のそうした燃費基準等々で非課税だったり、1%、2%の税率がかかってくるという理解でよろしいんですか。ですから、今までの軽自動車税を払うと、プラス今度は県から環境性能割について賦課がされるということで理解をしてよろしいんでしょうか。お伺いします。

〇議長(内村博法議員)

荒木税務課長。

〇税務課長 (荒木秀一君)

ちょっと補足させていただきます。この環境性能割の賦課につきましては、軽自動車を取得した際に発生する税でございます。取得した年のみの税でございますので、現在のところ、この賦課の見込みにつきましては、実は車体の台数ですね、それから異なる種別税、税率が異なる点、もろもろのいろんな要素がございまして、現在のところ見込みができてない状況でございます。以上でございます。

〇議長(内村博法議員)

河野議員。

〇14番(河野龍二議員)

最後にお伺いしますけども、この間、大手自動車会社のこうした燃費基準の不正とい

いますか、そういう事態がおきて、新聞、各報道見るとその基準値に達してない部分に ついては企業が負担をする等々言われておりますが、言うなれば、環境性能割について そういう負担をしていくというふうな形でとらえてよろしいんでしょうか。 ですから本 町については、そういう部分の例えば、企業からの負担がどこからか入ってくるというような、考えられないということでよろしいんでしょうか。

〇議長(内村博法議員)

荒木税務課長。

〇税務課長 (荒木秀一君)

おっしゃるとおり大手自動車メーカーの燃費の問題が出ております。それに伴いまして、この燃費基準が異なってくるということで、私どもも危惧しておるところでございます。現時点におきましては、全国一律のものになりますので、今後、国の方から改めて通知なり発信が来るものと思われますが、現時点では、現行の課税のままということでございます。

〇議長(内村博法議員)

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第30号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第30号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

〇議長(内村博法議員)

河野議員。

〇14番(河野龍二議員)

私は本議案に反対の立場から討論いたします。

平成28年度地方税制改正は、そもそも消費税の引き上げを見込んでの法律改正でした。その後、アベノミクスの失政により日本経済は大きな影響を与え、また、参議院選挙に目前にして消費税の増税を先送りの声明をされました。しかし、税法の改正は法人税の引き下げや今回の外形標準課税の拡大など、黒字大企業には一層有利な税制改正となっております。一方、私たち庶民には軽自動車税は、これ昨年の地方税、税条例の改正で、軽自動車税が引き上げられ、その1年後に負担が増えるということで、今年度か

ら軽自動車税の負担が増え、今回の条例の中でも一部ありますように、二輪車やまた農機具の税の負担が増えております。そういう意味では、大儲けする大企業には厚く、優しく、私たち庶民には厳しい税改正となっていると言わざるを得ません。また特に交付税の問題でも、先ほどから質疑を行いましたが、トップランナー方式などこうしたことを取り入れて、一層、地方自治体が厳しい状況に追い込まれる可能性があります。

以上のことから、本議案の専決処分はされておりますけども、反対討論とさせていただきます。

〇議長(内村博法議員)

次に賛成討論ありませんか。

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第1、議案30号、長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の 承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に日程第2、議案第31号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員会付託を省略することに決 定いたしました。

これから、議案第31号の討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第31号、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第3、議案第32号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野議員。

〇14番(河野龍二議員)

それでは、議案第32号について質疑をさせていただきますけども、まずは、今回も 限度額の引き上げがされております。確認させていただきたいのは、これはあくまでも 限度額というところですから、この金額に法律上従わなければならないというものでは ないと思うんですけども、いわゆる限度額ですから。今回、国保医療費に係る分が54 万と後期高齢者に係る分が19万に限度額に引き上げられるということですけども。例 えば、これまでの52万から53万でもよくて、52万5,000円でも限度額をする には可能ですよね、多分。今回法律に基づいてこの限度額を限度額いっぱいまで引き上 げた理由が何なのかですね。それをお伺いしたいというふうに思います。それともう一 つ、前回お伺いした時に、なぜこの限度額がこのような形で引き上げられるのかという お尋ねをした時に、所得が多い人から負担をしてもらうと。そして、低所得者に対して の軽減措置をとるんだという説明をいただいた経緯があります。そこで、それでは今回 限度額を引き上げるに至って、所得が増えたという要素があるものなのかどうなのか。 全体の国保加入者の中で所得が増えたという人たちが多くなったというふうな考えがあ るものなのかですね。ですから、そもそもこの限度額の引き上げの根拠が何なのか、そ こをお伺いしたい。それと5割軽減の課税所得が5,000円引き上げ、2割軽減が1 万引き上げられるということで、これに対して軽減世帯がどれくらい増えるのか。あと 保険料の減額といいますか、減った金額がどれくらいなのかですね。その辺を伺いたい。 以上、質問します。

〇議長(内村博法議員)

志田健康保険課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

まず、第1点目のご質問の基礎課税の変更についてですけども、これにつきましては、

地方自治法の第179条第1項の規定に基づいて、それに沿って限度額の方を決めさせていただきました。

次に、第2点目のご質問なんですけども、収入の方の増額の世帯がどのくらいありましたかということだったと思うんですけども、それにつきましては、何世帯というふうな精査の方はしておりませんので、ここでお答えすることができない状況でございます。

第3点目の質問ですけども、軽減世帯の比較ということでございますが、7割減額されてる世帯が現行ですね、今1,272世帯の方がいらっしゃいます。これが新制度になりますと、1,272ということで、ここの方は何も変更ありませんでしたので差はゼロです。今度、変更しました5割のところが現在が748世帯で、新制度になりますと759世帯ということで11世帯の増になります。2割世帯に関しましては現行が633世帯で、新制度になりますと658世帯で25世帯の増加になります。以上のような増加になっております。すいません、最後の減る金額ということでご質問がありましたけども、そこにつきましては、試算をしておりません。増加する部分だけの方を試算しておりまして、そこの点につきましても、現在、お答えができるような状況ではありません。以上です。

〇議長(内村博法議員)

河野議員。

〇14番(河野龍二議員)

通常、限度額が法律で54万になれば、54万まで上げていいというふうな根拠だと思うんですよね。だから先ほど言いましたように、例えば限度額を53万で抑えてもよかったと思うんですよね。54万にまでいっぱいにしたという根拠が、先ほど改正された法律に基づいて変えたんだということですけど、その辺の幅と言いますか、そういう調査をしたかどうかっていう、検討されたかどうかですよね。その54万にするか、それとも53万でとどめるかというところのそういう調査をされたかどうか、単に法律が変わったからそのままこの54万にしましたというふうなところなのかですね、そこをもう一度確認させていただきたいというふうに思います。

それではもう一つですね、今度52万から54万、全て合わせて89万ですよね、介護の納付金も合わせてですね。この89万を限度額にすることで、影響が出る世帯というのがどれくらいですか、限度額いっぱいになるじゃなくて、例えば、今まで85万ですよね、最高限度額は。この限度額が89万に上がることで、本来ならば85万でよかったのが86万になる方だとか、87万になる方だとか、88万になる方だとか、そういうふうに増えていくわけですよね。ですからそこで影響が出る世帯がどれくらいあるのかですね。単に限度額いっぱいになる世帯じゃなくて、影響が出る世帯がどれくらいあるのか、お伺いしたいというふうに思います。以上お伺いします。

〇議長(内村博法議員)

志田健康保険課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

まず52万から54万の部分のところですが、そこにつきましては特にこちらの方としましても、53万とかそういうところに持っていくということは考えておりませんでしたので、特に協議もしておりません。とにかく国の法律に基づいて54万ということで決めさせてもらっています。それともう一つ、限度額の変更によって影響を受けた世帯がどれくらいいるかというところなんですけども、基礎額を上げたことによって、現行今102世帯の方が該当しているんですけども、新制度になって94世帯に減っているという状況があります。で、支援分についても74世帯でしたのが53世帯に減ってきているという状況になっております。

〇議長(内村博法議員)

河野議員。

〇14番(河野龍二議員)

先ほどちょっと説明していただいた102世帯が94世帯になったというのは、申し訳ない、今の答弁でちょっと理解できてないので、もう一度お願いしたいです。限度額を引き上げることで、先ほど言いますように、本来、所得だとかいろんな均等割平等割で、本来ならばそのまま計算すると、国保税が一定この限度額より多かった世帯が限度額が上がることでその分増えるんですよね。その影響を受ける世帯が102世帯から94世帯に下がるという意味では、ちょっとどういうふうに考えていいのかなと。限度額が上がることで限度額まで払わなくて良くなったというふうな形で下がるというのはちょっと考えられないなと思うんですけども。

もう一つお伺いしたい。これは政策的な問題かもしれませんけども、この国保税の条例改正は26年、27年、28年、3年続けて行われてるんですよね。で、これまでは大体2年に1度の法律の改正で行われてたと思うんですが、一つ、こういう形で引き上げられてるという根拠がまずは何だとお考えになるのかですね、どういう背景があるのかですね。それと、そもそもこういう限度額をこうやって毎年引き上げる形になるよりは、これはなかなか国の問題でもありますが、町でこういう価格を決められるような制度の方が逆に、私は何か矛盾をするなというふうに思うんですけども、その辺お答えがあれば、少しお答えしていただきたい。ですから、ちょっと先ほど説明していただいた世帯数の変更ですね。これについてもう少しちょっと詳しくお願いしたいというふうに思います。

〇議長(内村博法議員)

志田健康保険課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

52万の時にですね、さっき説明しましたように102世帯ということで、54万になると94世帯、なぜこう減るんだろうかということだと思うんですけども、52万の時に102世帯の方が該当されてて、税が上がっていってますので、そこに該当する世

帯、そこまでの年収がある世帯の方が減ってきて、54万のところの部分というのが減少したっていう状況になっております。すいません、分かりにくい説明で申し訳ありません。

それともう一つの、なぜこう毎年国保税の改正があるのかという部分なんですけども、 国民健康保険の特徴がですね、やはり高齢者が多いということと所得の低い方が多いという部分、それと社会保険とかと違って国の補助金とかにかなりの部分を頼っているというところがあります。その辺を含めて、やはり、毎年改定をしないと赤字になるという部分とかが大きいかと考えておりますので、その辺を原因というふうに考えております。

〇議長(内村博法議員)

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第32号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

河野議員。

〇14番(河野龍二議員)

本議案に反対の立場から討論いたします。

先ほど質疑の中でも述べさせていただきましたけども、ここの限度額の引き上げは26年、27年、28年と3年連続で行われている状況です。質疑の中でも分かりましたように、限度額を引き上げてもなかなか限度額いっぱいまで負担をする世帯が、逆に言えば減ってきていると。所得がたくさん増えてる人から本来ならば税を取って、その部分を軽減処置に充てるというふうな目的なんでしょうけども、実際、そういう意味では限度額いっぱいになる世帯が減ってきてるという意味では、そんなに所得が増えていないという状況ですね。単に、ですから限度額を上げることで国保税の増がされてるというふうにしか捉えられません。先ほど、お答えの中でもありましたように、昨日の一般質問でもありましたけども国民健康保険の加入者世帯というのは低所得者が多くて、その割には負担が重いということで、これがやはり大きな課題と大きな問題となってる状況です。やはり、今回こういうような形で限度額を引き上げることで、低所得者に対す

る負担の軽減を図ると言われますが、根本的にはこうしたことが解決になってないというのが現状だと思いますので、単に、この限度額の引き上げはさらなる国民健康保険税の引き上げにつながるという考えから、本条例案についても反対の立場で討論いたします。

〇議長 (内村博法議員)

次に賛成討論はありませんか。

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第32号、長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起 立願います。

(起立多数)

起立多数。

したがって本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、議案第33号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第33号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第33号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第33号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第34号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉岡議員。

〇15番(吉岡清彦議員)

本来ならば、委員会で付託されて審査できればと思うんですけども、この34号についてお尋ねします。町長から説明がありました。私としてはこういう議案が今の私の経験からするとなかったようなわけですけど、今までこういう議案があったのかどうかがまず1点ですね。それと今後のこういう部類にならないための対策を町長から説明ありましたけども、再度ちょっと詳しくお願いしたいと思います。以上です。

〇議長(内村博法議員)

志田健康保健課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

吉岡議員がご指摘のとおりですね、今回初めて繰上充用という手法を用いて不足の部分を補わさせていただきました。今後このようなことがないようにですね、収支の動きの精査をしっかりするということ、そして、今年度から税の方を増額させていただいておりますので、その方の増税を7,000万ほど見込んでます。それと、昨年度後半からの医療費の増加というのがあってまして、それについての療養給付負担金の交付がまだされておりませんので、そのあたりの方を充てていけたらというふうに考えております。また、保険者の努力支援制度というのが始まるんですけども、その中で少しでも、特別調整交付金が増額できるように努力していきたいと思います。そのためにも特定健診の受診率とか、あとメタボ予備軍の減少等の疾病予防の方に力を入れていきたいと考えております。以上です。

〇議長 (内村博法議員)

他に質疑ありませんか。 河野議員。

〇14番(河野龍二議員)

ちょっとお尋ねしますけども、昨日の一般質問でも出ましたが、県下の自治体の国保

会計が赤字の自治体が数多くあったということで、状況が分かっていれば教えていただきたいんですけども、隣の時津町でも今回このような国民健康保険の特別会計の繰上流用がされてる状況です。県下の自治体で同じような状況をされてる自治体がどれくらいあるのかですね。それとその背景が、町長が冒頭説明しました県の調整交付金ですかね、これが、思った額が入ってこなかったということが要因の一つかなというふうに思うんですけども、そういう影響を受けた背景がやはりあるものなのかですね、その辺について質問したいと思います。

〇議長(内村博法議員)

志田健康保険課長。

〇健康保険課長(志田純子君)

河野議員が仰るようにですね、今年度、時津町の方でも同じような状況になっており ます。それと今回このようなことになりましたので、県下の状況を調べてみたところで すね、数年前に大村市の方でも、この繰り上げ充用という形でされている状況がありま した。それともう一つの調整交付金の件なんですけども、調整交付金っていうのが県か ら交付されるんですけども、いずれも普通調整交付金、特別調整交付金の2種類があっ て、普通調整交付金が市町村間の産業構造、住民所得、年齢構成等の差から来る財政の 不均衡を調整するために交付をしてる税になっています。国の普通調整交付金の申請が 7月に概算で出されて、2月に実績報告を行い、その後交付金が出されている状況です。 この県の調整交付金は国が出した数字を用いて算定していて、その際、県が2月補正 を行って県調整交付金の全体枠が決められております。調整交付率を用いて各市町村へ の配分がなされてるんですけども、県の総枠が決まってですね、そして、医療費がかか った年とか、そういうのを加味して交付されておりますので、例えば長与町の医療費が 高かったと、長与町以上に他の市町村が高かった場合は、やはり、長与町が低くなると かですね。あと、その県の総枠の額によって、また変わってくるとかですね、長与町の 状況以外の要因というのも、調整の率というのに非常に影響してきます。この率が1% と2%と変わっただけでも、何千万という差がでるという状況になってます。先ほど何 回も言いましたように、この最後の決定というのがもう3月になってくるんですね。で も交付金が入ってくるのは4月になってからという状況になっておりますので、なかな か最後まで読めないというのが実情でございます。以上です。

〇議長(内村博法議員)

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第34号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第34号の討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第34号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第35号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっています議案第35号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま、産業厚生常任委員会に付託しました議案第35号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第35号は、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけること に決定いたしました。

次に、日程第7、議案第36号、都市計画道路西高田線街路築造工事請負契約の締結 についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

河野議員。

〇14番 (河野龍二議員)

少しお伺いします。まず今回の入札で18社の入札がされてると説明がありました。 18社の入札状況といいますか、まずはこの入札の予定価格ですね。最低価格を設定し たものなのかどうなのか。それと入札の状況では失格及び棄権があったのかどうかです ね、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

〇議長(内村博法議員)

井川契約管財課長。

〇契約管財課長 (井川勝信君)

お答えします。失格は確かにございました。今、何件あったかということはちょっと 持ってきておりませんので分かりませんが。あと、最低制限の設定があったかどうかと いうことにつきましては、当然、予定価格及び最低制限価格の設定はありました。以上 です。

〇議長(内村博法議員)

河野議員。

〇14番(河野龍二議員)

金額を教えていただけないでしょうか。予定価格と最低制限価格の。

〇議長(内村博法議員)

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

〇議長(内村博法議員)

休憩を閉じて会議を再開いたします。

井川契約管財課長。

〇契約管財課長(井川勝信君)

西高田線街路築造工事の予定価格は2億7,612万3,000円、2億7,612万3,000円です。最低制限価格につきましては2億4,285万円でございます。失格業者につきましては1社でございます。以上です。

〇議長(内村博法議員)

ほかに質疑ありませんか。

浦川議員。

〇1番(浦川圭一議員)

その失格業者の額を分かりましたら教えていただけますでしょうか。

〇議長 (内村博法議員)

井川契約管財課長。

〇契約管財課長(井川勝信君)

失格になりました価格は2億4,270万円でございます。

〇議長(内村博法議員)

ほかに質疑はありませんか。 浦川議員。

〇1番(浦川圭一議員)

この西高田線につきましては、従前より28年度中の完成を目指すことで、ずっと言われてきたと思うんですけども、工事の概要を見てみますと、この工事が済んだからといって開通にはならないというふうな感じでおります。そういった中で3月30日までの工期を組まれておりますけども、この後にまた、役場前から今回の終点の部分まで発注する、何か、舗装等の発注等を考えておられるのかどうか。

〇議長(内村博法議員)

松邨建設産業部理事。

〇建設産業部理事(松邨清茂君)

今のご質問にお答えいたします。今回、この案件で発注しました分の中には、あと舗装と一部擁壁工がちょっと含まれておりません。したがいまして、この工事、切り土だけですので、年内最初の方には多分切ってしまうんだろうと思います。その後、ここの新線の区間に関しては、後は舗装と諸々の工事を発注するだけですので、29年3月には間違いなくここは開通すると見込んでおります。また、この役場の町道側と県道側も合わせて工事を、現在あと、橋梁の方は今発注してる分で架かっていきます。昨年度発注してる分で架かっていきます。で、あとかさ上げの分につきましても、こちらの方の地権者の方の用地交渉等もありますので、それも含めたところで上手い具合に協議を整えて、29年3月には完成させるつもりではおります。以上でございます。

〇議長(内村博法議員)

浦川議員。

〇1番(浦川圭一議員)

舗装を含めて全線完成をさせるということで安心はしましたけども、そうなると今回のこの工事が3月30日までの工期でありますよね。そうした時に、もろもろの事情でこの工事が、工期一杯までかかったとした時に、それから舗装だといったら当然間に合わないわけですよね。だからこの3月30日の工期の設定が大丈夫なのかなということで、改めてちょっと質問します。

〇議長(内村博法議員)

松邨建設産業部理事。

○建設産業部理事(松邨清茂君)

工種が違いますので、30日が終わってからまた次の工事を発注するという形ではなくて、追いかけて発注をしますので、それが終わらないと発注できないということではないです。そういうことでございます。

〇議長(内村博法議員)

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第36号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第36号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

堤議員。

〇13番(堤理志議員)

議案第36号、都市計画道路西高田線街路築造工事請負契約の締結について、反対の 討論を行います。この工事は、西高田線街路築造工事のうち延長約300メートルを掘 削する工事の契約議案であるというふうに理解をいたします。西高田線の街路事業につ いて、計画段階で交通渋滞解消の効果があるという事業の必要性の説明を受けてきまし たが、その効果に疑問をこの間、呈してまいりました。また、町の財政負担の面からも、 このまま進めると財政の硬直化の要因になると討論などで発言をしてまいりました。ま た、町が実施した町民意識調査では自然環境に配慮し開発は最小限にとどめるべきだ。 そうした意見が39%と約4割を占めています。この間、大型開発を進める行政のあり 方が財政を硬直化させ、さまざまな住民の要求に答え切れない事態をつくり出している ということが浮き彫りになっていると思います。本議案は契約議案であり、また契約の 相手方や契約手順に疑義があるというわけではありません。しかし、事業のあり方に異 議をこの間訴えながら、その工事の推進を了とすることはできません。そして、大型開 発を抑制すべきと考える4割の町民の意見が議会で全く反映されないということであれ ば、議会制民主主義の機能を果たしているとは言えません。以上の理由から本議案に反 対をいたします。

〇議長(内村博法議員)

次に賛成討論ありませんか。

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第36号、都市計画道路西高田線街路築造工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

(休憩 10時32分~10時50分)

〇議長(内村博法議員)

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第8、議案第37号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

〇15番(吉岡清彦議員)

では37号について、ちょっと何点か質問していきたいと思います。当初、未成年であるから年とか名前は伏せられましたけど、年だけでも分かればですね、よろしくお願いしたいと思います。

次に、賠償事故ということは、言うなれば行政側にいろんな問題点あるいは欠陥があったっていうことになると思うわけですけども、どのような場所で、どのような欠陥が、問題点があったのか、その点について、ちょっとスピードがと、こう書いてますけど、ちょっとそれについて質問します。

それと3点目が、結局こういうのが、速度っていうのが出とるわけですけども、いつからこういうその速度が、当初からそういう問題点があったのかですね。何かのあれでこういう問題が発生したのか、その欠陥がですね。その点をお願いしたいと思います。

そして今までこのような事故が、結構大きな事故ですのであったのかですね、その点。 5点目として、言うなれば、設置業者あるいは管理業者がおれば、当然設置業者、会 社があるわけですので、そういう問題点があってるならば、そういう業者の方に今度は 町の方から請求をするのかしないのかですね、そういう点が出てくると思います。

6点目が和解をしたみたいですけども、当初の賠償請求金額ですね、先方さんからの 金額が幾らあって過失割合があったからこれだけになった、あるいは過失割合が無くて こうなった。当初の金額と過失割合の発生ですね、その割合ですね。

7点目として、いろんな、こういう諸問題に対しての全国の行政団体が、確か全国の 行政総合保険といいますか、ちょっと名前は違うか分かりませんけれども、これに対す るいろんな保険に入ったと思います。それに該当して請求をして入ってくるのかですね。 8点目として、こういう大きな事故ですので、今後この施設をですね、どういう形で 管理して、ずっと続行するのかですね、改良してやっていく、あるいは危ないからもう、 中止するとかですね、使用禁止するとか、そういう点が出てくると思います。以上、8 点ですかね、ありますけども、よろしくお願いいたします。

〇議長(内村博法議員)

松邨建設産業部理事。

〇建設産業部理事(松邨清茂君)

吉岡議員の御質問にお答えします。その前に、今回このような事故にあって怪我をさ

れた子供様それと親御様には大変御心労をお掛けしたことに対しまして、心よりおわび 申し上げます。

それでは1点目の年齢につきましてですけれども、これは11歳の方でございます。 それと2点目でございます。どのような場所でというところでございますけれども、 現地は御存じだろうと思いますけども、上の方からすべっていきまして1番最後、くる くると回って直線があって最後にカーブがあって出口っていう形になるんですけれども、 1番最後のコーナーのところで怪我をされたというところでございます。

3つ目のいつからということですけれども、この中尾城公園にスライダーができ上がってからですね、その当時からは事故があってた模様でございます。

4点目に、当初から速度がというのでございますけれども、これはですね、なかなか難しくて、天候とかですね、湿度とか、そういうのがございまして、スピードが出る時と出ない時とあったようでございます。お尻のところに敷物を敷いて滑るようになってるんですけれども、それが濡れた時がすごくスピードが出る場合と、反対にスピードが落ちる場合とかいろいろございます。スピードは滑り台ですので、ある程度どきどきとするような感じでないとなかなか、滑り台というのはおもしろくないと。ただ、こうやって事故が起きるようなことはあってはならないとは感じております。

それと、5つ目の施工した業者の方に請求をしたのかっていう話でございますけれども、当然、事故があって、その当時、設計施工をした業者の方を呼んでどうなんだというお話はしました。で、そこで、スライダーができた当初から、そういった事故があって、報告を受けとけば改修の余地はあったのかなっていうのはございますけれども、もうなんせ20何年も経っています。そこで、業者の責任というのは問えるのかなっていうのがありますけれども、業者の方には、ここで改修ができるのかとか、そういった質問はしてあります。それと相手方の金額との差でございますけれども、これは私たちが相手方と交渉する域を超えてますので、当然、うちの方も弁護士さんを通じて算定をしていただき、そしてその中には、保険会社の方と話をしながら、相手方の弁護士さんとお話をして、積み重ねてやっとここまで、和解までこう来たところでございます。その金額の差というのは全て込みで40万という形でございます。

それと全国的にという話がちょっとあったみたいなんですけども、当然、全国的にもこういった遊具関係っていうのは、当然その自治体、自治体で保険には入っていると思われます。うちの場合は、賠償責任保険とその施設そのもので二つかかっております。

今後どのようにしていくのかっていう御質問でございますけれども、私たちの方も事故があってから改修をするのか、撤去をするのか、そういったところも含めて今、検討はしているところでございます。ただし、材質がステンレスでございます。これがなかなか、スライダーを見ていただければ分かるとおりステンレスで3次曲線で曲げかけ加工をしなくてはいけない。かなり費用がかかりますので、今のところ休止という形をとっています。その間に、今後どうするのかっていうのは、まだ今から、まだ詰めて協議

をしていかなくてはいけないことだろうと思っております。以上でございます。

〇議長(内村博法議員)

吉岡議員。

〇15番(吉岡清彦議員)

詳しく説明がありましたけれども、結局、今聞いてた2番目のですね、どの場所かとか、どういう、どこに欠陥、問題があったかという質問したわけですけども、場所は最後の出口のとこで、分かりました。

では、そこのコーナーですね、出口のコーナーとあったんですけども、そこに何が問題があったのかですね、その設置上のですね。今聞いたのでは、ずっとぐるぐる回ってきて出口のコーナー付近であったということは、出ましたけれども、ではそのコーナー所が、出口のコーナーの所が、そこ自体に何が問題があって、行政側が負担をしなくてはならないかというのが、私が聞いてる所ですね。分かりますかね。

それと6番目の、当初の賠償金が1,000万あって400万円とかになるのは分かるわけですけど、差が40万ということは、言うなれば100%近い、行政側の、これからいくとですね、400万の例えば半々、乗ってる人も乗り方に問題があったとかなるわけですけども、40万の差ということはもう90何%、100%に近いわけですね。ということはもう100%行政側、長与町側の過失を認めた、ですね、そういうことでいいのかどうかというのがちょっと私、今聞いてて疑問を感じたわけですね。私も滑ったことあるんですよ。スリルもあるし、面白いところもあるし、滑り台だからスピードも出んばいかんでしょうけども、それを分かっておって滑って100%近い行政側の負担なるのかどうかがちょっと今聞いとってですね。

それと7番目の、聞いたのがですね、自治体自体、全国総合賠償責任か何か確かにあったと思います。だからそれを今度は請求するのか、できるのかどうかということですね。だから、払うけども、またそういうことで返ってくる。そういうことを私が聞いたわけですけれども、だから、ちょっと今度は狭めていって、2番目のコーナーのどこにですね、問題があったのか、問題があったから事故が起きたんですね、それがだから行政側に責任があったと。100%近い、これから聞けばですね。

だからその3点、あとは自治体の全国総合保険、ちょっと名前違うか分かりませんけれども、そういう対象になって返ってきますとか、その3点よろしくお願いします。

〇議長(内村博法議員)

松邨建設産業部理事。

〇建設産業部理事(松邨清茂君)

先ほど最終コーナーっていう形で御説明いたしましたけれども、当然スピードが出たっていうことに対して、事故っていうのは起きておるんです。ただし、ここの中尾城の滑り台の場合には、座面、座る所の幅がちょっとほかの滑り台のところよりちょっと広うございます。だから、小さな子供さんが滑るとスピードが出て怖いという恐怖心があ

った場合に、当然右の足左の足を突っ張りながら、ブレーキをかけながら滑っていくんです。ただし、座面が広いために、ちょっと小さな子供さんは、そこで体が回転していくような感じになっていくんです。座面が狭ければ、回転まで行かずにスピードが落ちていくんです。そこで、座面が広いというところに問題があったのではないかなというのは推測はしております。もう一つですけれども、相手方の差がっていう話なんですけれども、ここは、いろいろそこの賠償金額の中に、病院代とか慰謝料の話とか出てくるんですけれども、そこの差が出たっていうところは、親御さんが、子供さんをお見舞いに病院に行ったりとか、こういったかかる経費の分というのが、ちょっと、当然うちの弁護士さんと相手方の弁護士さんというところの金額の差があったような報告は受けております。もう一つは賠償保険の話ですけれども、これは当然保険会社の方が全額見るという形で保険会社との話はついておりますので、町がそこで改めて出さなくてはいけないというものはございません。

〇議長(内村博法議員)

吉岡議員。

〇15番(吉岡清彦議員)

1番目の話を聞いてたら、座面ということは座る所ではないかと思うんですが、座布団を敷いてね。ということは、当初からそういう大人が滑る範囲、子供が滑る範囲がいるいろあるでしょうけれども、当初からそういう、何歳以下の人は一人で滑ったらだめですよとか、今の話を聞きよったら、そういうこともしとかんばいけないように見えるわけですけれども、そういう滑り方の、何歳、この人は11歳だったですかね、判断ができる、11歳というのは何年生くらいになるんですかね、何年生になるのか知らないけども、そういう乗せ方と言いますか、当初からやっぱり業者の人達の設計した人達の指示があってたのかね、これだけ角度があるから、これだけのカーブがあるし、これだけスピードが出るから、何歳以下は一人ではだめですよとかですね、大人と一緒に乗ってくださいとか、そういう指示はあってたかですね。3問目ですので、それで終わりますけれども、そういう管理面のですね、指示があってたのかどうか。そこに表示してるのかどうか。ちょっとそこのところを。

〇議長(内村博法議員)

松邨建設産業部理事。

〇建設産業部理事(松邨清茂君)

スライダーが出来上がった当時は何もなくて、多分自由に滑っておられたと思います。 そこで、親と子供さんと2人掛けで滑ってということもあったように聞いております。 その後、何件か事故があっておりますので、今はですね、その事故がある前は小学校4 年生以上、それと身長制限をあわせて設けております。身長は当然その平均身長とかい ろいろこう考えて、135センチ以上でなければ滑らせないという形で営業しておりま した。その以前は、小学生以上であれば良いよという形で滑り台を使用していたようで ございます。当然そのあとにも、その小学校以上というときから、係員がいまして、そこで1人滑って行って、1番下まで行って次の子を滑らせるという形をとっていました。今回、事故がある前も、当然上の方には監視員さんがおられて、スライダーの券を買う時にも、小学校4年生以上135センチ以上という形で券を買って、滑っておられたというのが現状でございます。

〇議長(内村博法議員)

他に質疑ありませんか。 堤議員。

○13番(堤理志議員)

私もですね、過去に総務委員会の中でこの件について質問をしております。

平成26年の9月の12日の総務常任委員会なんですけれども、その中で私もこのスパイラルスライダーが小さい子にとってスピードがちょっと出すぎるんじゃないかということで、何らかの対策が必要じゃないかということで質問いたしました。その時の答弁では4年生以上125センチ以上いう制限を設けているというようなことですね、あったんですが、その後にこうした事故が起こったということで私も質問した以上ですね、もう少し厳しく、もっと対策を強く求めておけばかったなということで、非常に私も責任の一端を感じているんですけれども。そこで、その他事故があってるということで話がありましたけれども、現在まで分かってるだけでどのくらいの事故が、程度の大小はあるでしょうけれども、把握してるだけでどのくらい事故があったのかということと、それから和解といいますか、解決はしているのか。今回の件以外の件では、もう既に事故があった方々とは解決をしてるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

〇議長(内村博法議員)

松邨建設産業部理事。

〇建設産業部理事(松邨清茂君)

一番最初の4年生以上135というのも、ずっと事故の経緯を調べました。そこの中でどういった年齢層でけがをしていくのかっていうのは調べました。そこで、小学校の4年生以下が全てでございます。そこで、身長というのも小学校4年生だから大きい子小さい子いるんですね。だから小学校4年生っていう心理的な、滑っていて恐怖感がどうのこうのっていうところを、だいたい小学校4年生に絞りまして、身長というのも当然大事なところだと思いました。そこで平均身長とか調べて135あればいいのかなという形で、過去の経緯を調査をして、そこに決めた次第でございます。それと、過去の事故の件数でございますけれども、今回の事故で全部で10件でございます。それと、最後の相手方との解決のところでございますけども、金額の面に関しては今、双方の弁護士さんでお話をして、今ここまでの和解金額という形でお話は進んでおります。ただし、相手さん方と町の対応の仕方にちょっと問題があったとか、そういったところで今、お話はしているところでございます。過去の事故については全て解決はしております。

〇議長(内村博法議員)

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第37号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第37号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第38号、平成28年度長与町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

〇15番(吉岡清彦議員)

説明書に基づいてですね、質問していきたいと思います。13ページの1番上の防犯灯の新設改良費1,500万、結構多いんですけども、どういう内容で工事がですね、なっていくのか、お願いいたします。それと徴収の方の委託料13のふるさと納税委託料、業者委託、どのようなことを委託していくのかですね、お願いしたいと思っております。それと最後の17ページですね。文化ホールの改修工事4,200万、結構多いんですけども、どういう改修工事なのか、その点をお願いいたします。

〇議長(内村博法議員)

山口地域安全課長。

〇地域安全課長(山口功君)

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。まず13ページの防犯灯新設改良工事費1,500万についてでございますけども、これにつきましては、防犯灯約3,600基ありますけども、そのうちの3,100基がまだ蛍光灯になっております。これをLEDに変えまして、それを5年間の事業として28年度が初年度事業という形で考えております。これによりまして、今後の電灯料とかそういうものについての削減、また環境に対する対応とか、そういうことを考えております。以上でございます。

〇議長(内村博法議員)

带田教育次長。

〇教育次長 (帯田由寿君)

町民文化ホールの改修工事でございますが、町民文化ホールの緞帳、反射版等がありますけども、その分の釣り上げてるロープ、ワイヤー、その中にあります、20カ所ぐらいありますけども、それを釣り上げるためのモーター類ですね。そういうものを取りかえる工事でございます。以上でございます。

〇議長(内村博法議員)

中嶋産業振興課長。

〇産業振興課長 (中嶋敏純訓)

13ページのですね、13節委託料のふるさと納税業務委託料でございますけれども、寄付者からですね、寄付がございました時にですね、町の方に連絡とかですね、返戻品適用者の方への連絡、それから寄付者へのお礼品と言いますけれども、その送付などですね、一連の事務を代行をしていただくということで、今回129万6,000円をお願いを申し上げております。以上です。

〇議長(内村博法議員)

吉岡議員。

○15番(吉岡清彦議員)

その防犯灯ですけれども、3,100基がまだ蛍光灯ということで聞きましたけれども、3,100基を5年間で解決していくということですけども、5年間で割れば出てくるわけですけど、一応その1,500万の今年度の対象基数っていうか、それはどれだけになりますかね。

〇議長(内村博法議員)

山口地域安全課長。

〇地域安全課長(山口功君)

28年度につきましては700基を予定しております。

〇議長(内村博法議員)

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議案となっています議案第38号は、総務文教常任委員会に付託いたします。 お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第38号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第38号は、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけること に決定いたしました。

次に、日程第10、議案第39号、平成28年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、産業厚生常任委員会に付託します。 お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第39号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議案第39号は、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけること に決定いたしました。

次に、日程第11、議案第40号、平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、産業厚生常任委員会に付託します。 お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会に付託しました議案第40号は、会議規則第46条第1

項の規定によって、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと 思います。

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第41号、平成28年度長与町一般会計補正予算(第2号) を議題といたします。

ただいま議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。 吉田町長。

〇町長(吉田愼一君)

それでは、議案第41号、平成28年度長与町一般会計補正予算(第2号)につきま して、提案理由の御説明を申し上げます。今回の補正予算は、国の平成27年度補正予 算におきまして創設されました地方創生加速化交付金を活用した事業の実施に係るもの でございます。地方創生加速化交付金につきましては、1億総活躍社会の実現に向けて、 緊急に実施すべき対策としまして、地方創生の本格展開に向け、地方版総合戦略に位置 づけられた先駆性の高い取り組みを円滑に実施するため、補助率10分の10で措置さ れるものでございます。当該交付金は、昨年度中に第1次分の交付決定がなされ、本町 が申請いたしましたコンパクトで元気なまちづくりプロジェクト事業は不採択という結 果でございました。このたび申請事業が全て不採択なった市町村などを対象とした第2 次分の募集が行われ、先般、新たに特産品による農業振興を軸とした事業の交付申請を 行ったところでございます。これに関する補正予算につきまして内容を御説明いたしま す。予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ900万円 を追加いたしまして、補正後の総額を123億4,198万2,000円とするものでご ざいます。補正の内容につきましては、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正によ り御説明を申し上げます。歳入の13款、国庫支出金は地方創生加速化交付金として9 00万円を計上いたしました。続きまして、3ページの歳出について御説明をいたしま す。6款、農林水産業費におきましてみかんや国産オリーブなどの特産品を広くPRす るための委託料、特産品による新しい加工品の試作品開発、販路開拓などを行うための 補助金をそれぞれ計上いたしております。以上が今回の補正の主な内容でございます。

議案の後に平成28年度長与町一般会計補正予算(第2号)に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。 以上でございます。

〇議長(内村博法議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉岡議員。

○15番(吉岡清彦議員)

今、最近ですね、いろんな地方による特産品の促進があってますけども、この長与に おける特産品の補助金の活用先っていうのはどのようなものになっているのか、ちょっ と詳しくお願いいたします。

〇議長(内村博法議員)

中嶋産業振興課長。

〇産業振興課長(中嶋敏純君)

この度ですね、お願いをしております補助金でございますけれども、昨年度、地方創生先行型交付金事業によりまして、建設を行いました農産物加工所におきまして、オリーブ関連製品と既設加工品の今後の生産と販売体制の強化を図るために、試作品の製造、それから商品の開発並びに販路の拡大または既設加工品に対します技術の改善支援などですね、取り組みに対します費用としまして補助を行うものでございます。

〇議長(内村博法議員)

吉岡議員。

〇15番(吉岡清彦議員)

今後、こういう補助金の対象がこれで終わるのか、あるいはまだずっと年度ごとに何かそういうものに対する、追加が、要請していってこういうものが必要だということでですね、要請していってプラスアルファの加工体制、販売体制ができていくのか。これで終わりなのか、これから先の計画をですね、お願いいたします。

〇議長(内村博法議員)

荒木政策企画課長。

〇政策企画課長 (荒木降君)

この度の地方創生加速化交付金につきましては、昨年度からの繰越分として措置がされているものでございます。この交付金の趣旨といたしましては、国が進めます総合戦略の中で、稼げるまちづくりを推進するということで設けられております。その中で、この交付金を活用して事業を推進するわけですけれども、一定、自立性というものが求められておりまして、いつまでも町や国の補助金を活用した支援というのを行っていくのではなく、一定の段階で経営を安定化させて自立を図っていくというものが目的でございます。この加速化交付金につきましては今回限りということでございますので、この交付金の活用は今後はございません。ただ、また新しい交付金という制度も構築をされておりますので、それの活用の可能性については検討をいたしますが、先ほど申し上げたとおり自立性を求めるというのが趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思います。

〇議長(内村博法議員)

吉岡議員。

○15番(吉岡清彦議員)

現場からのそういうこれからの体制づくりにどうしていくのか、自立性、自立、もうそれだけで、担当の方としては、もう終わりだということなのか、いろんな形でまた、一緒になって良い製品を造るような体制づくりに協力していく気持ちがあるのか、ちょっとそこのところお願いします。

〇議長(内村博法議員)

中嶋産業振興課長。

〇産業振興課長(中嶋敏純君)

今後の支援につきましてはですね、今後、加工品に対してはですね、秘めた期待と言いますか、オリーブも今年から長与産として本当にデビューをする訳です。やっぱり販路の拡大とか商品の開発とかですね、そういうのを、やはり町の特産品の厚みを増すためにも、今後益々支援をしていって町のPRも図ってまいりたいというふうに思っております。

〇議長(内村博法議員)

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、総務文教常任委員会に付託します。 お諮りします。

ただいま総務文教常任委員会に付託しました議案第41号は、会議規則第46条第1項の規定によって、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、6月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 11時28分)